

令和8年2月19日

期末・勤勉手当における在職期間等の見直しについて(提案)

1 提案理由

令和7年10月の人事委員会報告を踏まえ、以下のとおり、期末・勤勉手当における研究休職に係る在職期間等の取扱いを見直す。

2 提案内容

職員の分限に関する条例第5条第1号により休職し、復職した職員について、職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究等に従事していた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間に通算する。

職員の分限に関する条例（抜粋）

（休職の事由）

第五条 職員が、法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれか(非常勤職員(法第二十二条の四第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)にあっては、第二号)に該当する場合においては、これを休職することができる。

一 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

3 実施時期

令和8年4月1日

4 協議期限

令和8年3月19日